

徳島県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和八年二月三日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月三日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

295		整理番号
木沢上那賀		路線名
新	旧	の別
同	同	区間
まで	から	
	一一番一一地先	
		敷地の幅員（メートル）
		（メートル）
七・〇・二・一	六・五・一五・七	延長
一一六・七	一一六・七	

（メートル）

（メートル）